

# 国土交通省 インフラ長寿命化計画（行動計画） 工程表 概要版

## 略称等の表記に係る凡例

○各分野、施設に係る略称の表記

①道…道路

（橋梁）…橋梁

（定期点検）…定期点検基準に基づいた点検結果

②河…河川

②ダ…ダム

③砂…砂防

④海…海岸

⑤下…下水道

⑥港…港湾

⑦空…空港

（土）…空港土木施設

（無）…航空保安施設（無線施設）

（灯）…航空保安施設（航空灯火）

（機能）…空港機能施設

⑧鉄…鉄道

⑨自…自動車道

⑩航路…航路標識

⑪園…公園

⑫住…住宅

（営）…公営住宅

（社）…公社賃貸住宅

（U）…UR賃貸住宅

⑬官…官庁施設

⑭観…観測施設

（測量標）…測量標

（気）…気象レーダー施設

○その他の表記

- ・着色済みの矢印…工程表で「横断的な取組」として記載している内容
- ・無色の矢印…工程表で各分野・施設毎の取組として記載している内容
- ・H〇〇d…平成〇〇年度

# 国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
<b>1. 点検・診断／修繕・更新等</b>							
<b>○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し</b>							
複数工事の包括発注や複数年契約等の推進							
施工実態等を踏まえた点検業務・修繕工事のより適正な価格等の設定のため、積算基準を随時見直し							
多様な入札契約方式の運用指針を策定				多様な入札契約方式の運用指針を随時見直し			
<b>所管者としての取組</b>							
東海・東南海・南海地震等の地震が想定される地域等で海岸管理者が実施する海岸堤防等（昭和45年以前に整備）の老朽化調査を完了できるよう、技術的・財政的支援を継続 【4海】						施設の長寿命化等に必要な維持管理・更新を適切に実施 【6港】	
重要港湾以上の主要な施設について、個別施設計画のうち維持管理計画（H24年度時点で策定されているもの）に基づき対策を実施 【6港】						施設の長寿命化等に必要な維持管理・更新を適切に実施 【6港】	
<b>○相談窓口の機能の充実</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>ワンストップ窓口を地方整備局の企画部に設置、運営</li> <li>支援メニューを明確化</li> <li>知識・ノウハウの共有を促進</li> </ul>							
地公体等を対象に、各地方局等を窓口とした技術的支援を推進 【1道、2河・ダ、3砂、4海、6港、7空(土)、9自、11園、13官】							
地公体等を対象に、研究所等を窓口とした技術的支援を推進 【2ダ、5下、6港、7空(土)】							
河川管理経験者の活用に関する役割の付与等、窓口の機能を充実 【2河】							
都道府県を対象に、定期検査への専門家の派遣、専門知識の提供等の支援を継続 【2ダ】							
相談窓口による技術支援の対象を民間企業にも拡大【6港】							
<b>○基準・マニュアル等の整備・提供</b>							
「VI. 2. 基準類の整備」の基準類を地公体等に必要周知・助言、技術的助言として周知、参考に情報提供、又は周知徹底・指導等 【1道、2河・ダ、3砂、4海、5下、6港、7空、8鉄、9自、11園、12住(営・U)、13官】							
各道路管理者が以下を実施する際、必要な助言等を実施 【1道】 <ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁等や施設の重要度や健全度等から優先順位を決めて点検を実施</li> <li>利用状況を踏まえ、必要に応じて橋梁等の集約化・撤去を検討</li> </ul>							
地公体に対し、必要に応じて的確な措置を講じるよう勧告・指示を検討 【1道】							
保全実態調査により保全の実施状況が良好でない官庁施設を把握した上で、各省各庁に対して、以下の必要な取組を行うよう、保全指導を継続 【13官】 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法、官庁施設の建設等に関する法律等の関係法令に基づく定期点検の確実な実施</li> <li>保全の基準に基づく建築物の各部等の保全の確実な実施</li> </ul>							
<b>○研修・講習の充実</b>							
地公体等の職員を対象とした、研修・講習について、国土交通大学校、各地方支分部局や国土技術政策総合研究所等で開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年開催 【1道、2河・ダ、3砂、4海、6港、7空(無・灯)、11園】 ※1道、2河・ダ、4海、11園はH26dから開催</li> <li>随時開催 【1道、7空(土)、8鉄】 ※1道はH26dより内容を充実、7空(土)はH26dより内容を充実、参加組織数・人数を拡大</li> </ul>							
国交省の職員向けの研修を地公体等の職員にも拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年開催 【2河・ダ、6港】 ※2河・ダはH27dから</li> </ul>							
<b>○交付金等による支援</b>							
地公体等の実施する下記のものへ支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>点検等 【1道、5下】</li> <li>個別施設計画の策定等 【1道、2河・ダ、3砂、4海、5下、6港、11園、12住(営)】 ※2河・ダはH29dまで ※3砂はH26～30d ※4海はH26～30d(一部～32d) ※6港はH26dまで ※11園はH30dまで</li> <li>※1道、2河・ダ、3砂は変更も支援</li> <li>修繕・更新等 【1道、2河・ダ、3砂、4海、5下、6港、7空(土、灯)、8鉄、11園、12住(営)】 ※2河はH29dまで ※8鉄はH20dから</li> <li>※2河・ダ、3砂、4海、5下、12住(営)は個別施設計画の策定が条件、12住(営)はH26dから</li> <li>※2河は「は延命化に必要な措置」、2ダは「改良」、3砂は「改築」、4海は「老朽化対策」が支援対象</li> </ul>							
点検を適正に実施している地公体に対し、健全度や重要度に応じた交付金の重点配分、複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新を支援する制度を検討 【1道】							
<b>○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し</b>							
橋梁の修繕に関する歩掛を3工種新設 【1道】							
引き続き、施工実態等を踏まえた適正な価格等の設定のために積算基準を見直し 【1道】							
更新等に関する積算基準について、施工実態等を踏まえた適正な価格等の設定のための積算基準の見直しを継続 【6港】							
<b>管理者等としての取組</b>							
<b>○点検・診断／修繕・更新等</b>							
点検・診断について、「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき適時・適切に実施 【1道、2河・ダ、3砂、7空、10航路、11園、13官、14観】							
修繕・更新について、個別施設計画に基づく取組を継続 【1道、2河・ダ、3砂、6港、7空(土)、10航路、11園】 ※3砂は、11園は「VI. 2. 基準類の整備」にも基づき実施 ※6港は施設の集約等を図りつつ実施							
保全について、「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき保全の実施等により、施設の保全状況が「良好」と判断される施設の割合を80%以上となるよう取組を継続 【13官】							
修繕・更新について、点検・診断結果に基づく取組を継続 【14観】							
<b>○研修・講習の充実</b>							
職員を対象に、研修・講習について、国土交通大学校、各地方支分部局や国土技術政策総合研究所等で開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年開催 【1道、2河・ダ、3砂、6港、7空(土)、10航路、13官、14観(気)】 ※2河・ダはH26dから開催、7空(土)はH26dから内容を充実</li> <li>随時開催 【7空(無線・灯)】</li> </ul>							
<b>○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し</b>							
建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用した適正な保全業務の委託の実施を継続的に推進 【13官】							

# 国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

## 2. 基準類の整備

所管者としての取組

本文に記載した基準類を地公体等に適用、技術的助言として周知、参考に情報提供するものとして使用  
 ・適用【⑥港、⑧鉄、⑫住、⑬官】  
 ・技術的助言として周知【②河・ダ、③砂、⑧鉄、⑪園】  
 ・参考に情報提供【①道、⑥港、⑦空(無・灯)、⑧鉄、⑨自】

新たな基準類の策定等を行い、地公体等に適用、技術的助言として周知、参考に情報提供するものとして使用  
 ・適用【①道、⑦空(土)】 ※①道はH26.7策定 ※⑦空(土)はH25.9策定・H26.4適用  
 ・技術的助言として周知【①道、②河・ダ、④海、⑧鉄、⑪園】 ※①道はH26.7 ※②河はH26.3 ※②ダはH26.4 ※④海はH26.3 ※⑧鉄はH26d上半期 ※⑪園はH26d中  
 ・参考に情報提供【③砂、⑤下、⑥港、⑨自】 ※③砂はH27d中 ※⑤下はH26d上半期 ※⑥港はH26.3及びH26.5 ※⑨自はH26d中

基準類の適時・適切な改定等  
 【②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑦空(土)、⑧鉄、⑨自、⑬官】 ※⑨自はH27d～

管理者等としての取組

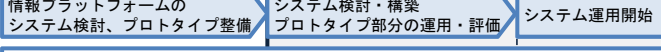
本文に記載した基準類を適用  
 ・適用【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空(無・灯)、⑩航路、⑪園、⑬官、⑭観】

新たな基準類の策定等を行い、適用  
 ・適用【①道、②河・ダ、⑥港、⑦空(土)、⑩航路、⑪園、⑭観(測量機)】  
 ※①道はH26.7 ※②河はH26.3 ※②ダはH26.4 ※⑥港はH26.3 ※⑦空(土)はH25.9策定・H26.4適用 ※⑩航路はH25d ※⑪園はH26d ※⑭観はH26d

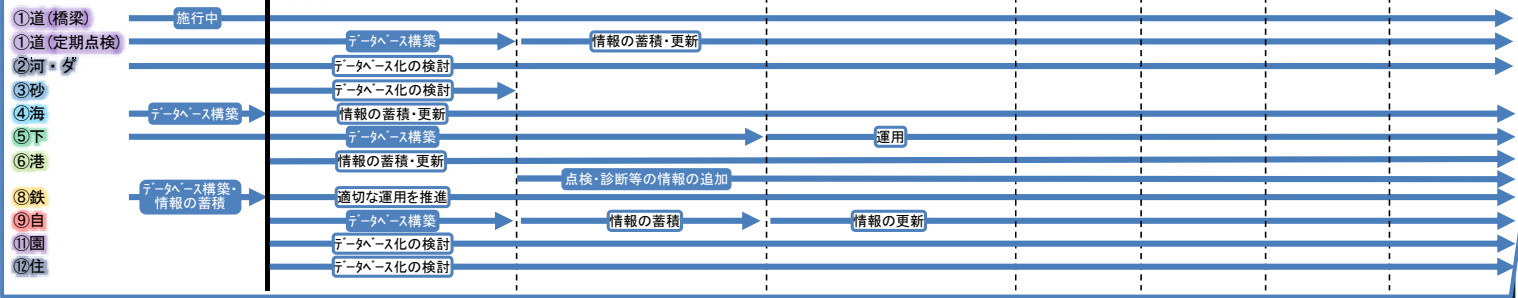
基準類の適時・適切な改定等  
 【②河・ダ、⑦空(土)、⑩航路、⑬官】 ※⑨自はH27d～

## 3. 情報基盤の整備と活用

所管者としての取組



地公体等のデータベースの構築・情報の蓄積・情報の更新  
 ・国と各管理者との間で共有【⑨自】  
 ・関係者の中で広く共有【②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑪園】 ※⑤下、⑪園は必要に応じ民間企業等に情報提供  
 ・国と各管理者との間で共有を検討【①道】



維持管理情報について、更新をできるよう、技術的な支援を継続【④海】

データベースにより効率的な維持管理手法の実現や研究機関における技術開発の促進等を図る【⑤下】

点検・調査結果に関するデータのとりまとめについて、防災・安全交付金等による財政的支援を継続【⑤下】

空港管理者に対し、「空港内の施設の維持管理指針」に基づき、施設の請元、施工条件、点検・診断及び修繕・更新等の情報を蓄積し、維持管理に活用するよう指導を継続【⑦空(土)】

地方管理空港等の職員に対し、保守点検実施情報、障害情報等の蓄積・活用に関する指導を毎年実施【⑦空(無)】

地方管理空港等の職員に対し、技術報告会を通じて技術管理情報等の収集・共有を毎年実施【⑦空(灯)】

鉄道事業者等に対し、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき、検査等の記録を作成・保存するよう指導を継続【⑧鉄】

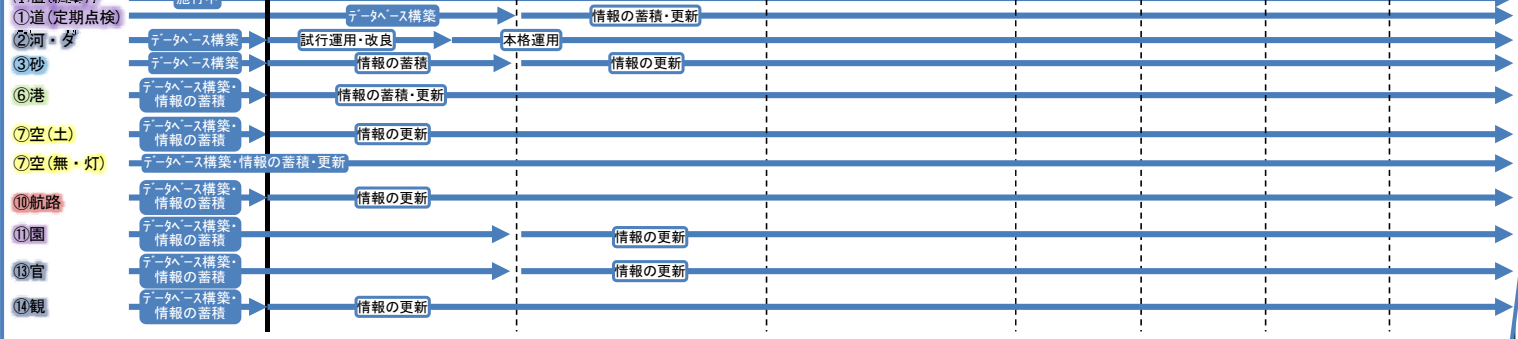
自動車道事業者がデータベースへの情報の蓄積・更新をできるよう、技術的な支援を継続【⑨自】

URIにおいて、データベースを構築【⑫住(U)】  
 適切な運用が図られるよう、必要に応じて情報提供【⑫住(U)】

全ての官庁施設を対象とし、データベース(官庁施設情報管理システム(BIMMS-N))に情報を蓄積【⑬官】  
 各省庁に対して保全実態調査を実施し、情報を毎年更新【⑬官】

管理者等としての取組

国のデータベースの構築・情報の蓄積・情報の更新  
 ・関係者の中で広く共有【②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空、⑩航路、⑪園、⑬官、⑭観】  
 ・国と各管理者との間で共有を検討【①道】



データ入力、利活用を容易にするためのICT活用を推進【②河】

「空港舗装巡回等点検システム」を全ての国管理空港に導入【⑦空】

# 国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
<b>4. 個別施設設計画の策定・推進</b>							
<b>所管者としての取組</b>							
全国の橋梁（15m以上）の個別施設設計画（道路橋長寿命化修繕計画）を策定 【①道】							
15m未満の橋梁、トンネル、大型の構造物についても、個別施設設計画の策定を推進 【①道】							
供用開始後30年を経過した施設を管理している地公体において、個別施設設計画が策定されるよう、取組を推進 【⑤下】							
都市基幹公園・大規模公園を有する地公体の6割で個別施設設計画（長寿命化計画）を策定 【①園】							
各省各庁との連携のもと、個別施設設計画の策定を推進 【⑬官】							
策定方針や手引きの策定等を行い、技術的助言として周知、又は参考に情報提供 【③砂、④海、⑤下、⑥港、⑧鉄、⑨自、⑩航、⑬官】 ※③砂、⑥港、⑨自はH26d策定 ※④海はH25d改定							
個別施設設計画の策定に必要な情報提供等を実施 【⑦空(機能)、⑫住、⑬官】							
「空港内の施設の維持管理指針」の策定【⑦空(土)】							
空港管理者に対し、同指針に基づき、指導を継続 【⑦空(土)】							
鉄道事業者等について、個別施設設計画（鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき規定した実施基準等）及びそれらに基づく記録等に基づき、施設の維持管理・更新等が的確であるかを確認するため、保安監査等により指導を継続							
地公体等の実施する個別施設設計画の策定等へ防災・安全交付金等により支援・個別施設設計画の策定等【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑩航】 ※②河・ダはH29dまで ※③砂はH26～30d ※④海はH26～30d(一部～32d) ※⑥港はH26dまで ※⑩航はH30dまで ※①道、②河・ダ、③砂、⑩航は変更も支援							
地公体等の実施する対策への交付金等について、個別施設設計画の策定を要件化 【⑤下、⑫住(公営)】 ※⑫住(営)はH26dから							
<b>管理者等としての取組</b>							
トンネルについて個別施設設計画を策定 【①道】							
大型の構造物について個別施設設計画を策定 【①道】							
主要な河川管理施設について、個別施設設計画を策定 【②河】							
その他の河川管理施設について、個別施設設計画を策定 【②河】							
国交省が管理するダムについて、個別施設設計画を策定 【②ダ】							
全ての対象施設につき個別施設設計画（砂防関係施設長寿命化計画）を策定 【①砂】							
個別施設設計画のうち維持管理計画について、定期的な点検・診断等を踏まえ、適宜内容の見直し 【⑥港】							
空港毎に個別施設設計画を策定							
随時見直しを行っていくことで、戦略的な維持管理・更新を実施 【⑦空(土)】							
全ての対象施設につき個別施設設計画（長寿命化計画）を策定【⑩航路】							
点検・診断結果や維持管理状況等を踏まえ、同計画の取組を推進 【⑩航路】							
国営公園について、公園施設長寿命化計画策定指針（案）に基づき、個別施設設計画（長寿命化計画）の策定を推進 【①園】							
対象とする全ての施設で個別施設設計画（「中長期保全計画」及び「保全台帳」）を策定 【⑬官】							
策定した個別施設設計画は適宜更新【⑬官】							
<b>5. 新技術の開発・導入</b>							
寒冷な自然環境下における構造物の維持管理のための技術開発等（劣化診断手法、性能評価手法、予防保全策、適切な施工法等）							
現場導入、評価・改良							
普及							
「社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会」等における、技術の活用推進に向けた方向性検討、現場実証に向けたニーズとシーズのマッチング							
<ul style="list-style-type: none"> <li>現場実証の実施とその結果の評価・分析</li> <li>モニタリングデータと社会インフラの損傷・劣化等の関係性検討</li> <li>随時現場導入・普及</li> </ul>							
「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」によるニーズとシーズのマッチング(重点分野の策定)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」を通じた産学によるロボット技術の公募及び国交省の施設等での現場検証・評価</li> <li>随時現場導入・普及</li> <li>開発途上の新技術の開発・改良に対する支援(経済産業省・NEDOによるプロジェクト)</li> </ul>							
ロボットに関して以下の取組を実施 【①道、②河・ダ】							
<ul style="list-style-type: none"> <li>近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募</li> <li>国交省の施設等への現場導入・普及に向けた現場検証・評価</li> <li>随時現場導入・普及</li> </ul>							
NETIS上に維持管理に係る技術を対象とした「維持管理支援サイト」を立ち上げ							
現場における活用・評価の結果有用と判断された技術につき、「維持管理支援サイト」における情報提供等を通じて普及促進							
現場のニーズに基づくテーマを設定し公募した維持管理に係る新技術を、現場で活用・評価							
以下の技術について、研究開発・現場展開、マニュアルの策定や地公体等に対する情報提供等を実施							
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路ストックの長寿命化に関する点検合理化【①道】</li> <li>効果的なダム堤体の健全度診断等【②ダ】</li> <li>海岸保全施設の点検合理化【④海】</li> <li>鉄筋コンクリートの鉄筋腐食状況のセンサーによる感知、鋼材の肉厚を計測するための超音波を用いた非接触式測定、視覚データを連続的に取得する遠隔操作無人調査装置（ROV等）【⑥港】</li> <li>空港舗装点検システムによる維持管理の効率化、熱赤外線カメラによる舗装の層間剥離の早期確認、損傷の点検・診断手法、維持管理に配慮した構造・工法【⑦空(土)】</li> <li>軽量化された打音検査装置【⑧鉄】</li> <li>改修等のための技術、外壁診断装置【⑫住】</li> <li>河道、堤防、コンクリートの効率的な点検・診断技術と長寿命化【②河】</li> <li>砂防設備等の点検合理化【③砂】</li> <li>早く安価に調査可能な新技術【⑤下】</li> <li>腐食劣化診断モニタリング技術【⑩航路】</li> <li>長寿命化に資する材料・構工法</li> </ul>							

# 国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
<b>6. 予算管理</b>							
所管者としての取組							
「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等 ○交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続 【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑦空、⑧鉄、⑨園、⑩住(営)、⑬官】 ※⑬官は「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組のみ							
高速道路について、建設債務の償還後、15年を上限として料金を継続して徴収し、更新事業を実施(第186回国会に法案を提出中) 【①道】							
河川にある様々な施設の実態に応じた耐用年数等を継続的に調査し、河川の管理特質に適した対策の評価手法、維持管理・更新手法を検討 【②河】							
定期点検結果等を用いた維持管理計算プログラム(LCCプログラム)を港湾管理者に提供 【⑥港】							
地方空港管理者等が適切な更新時期を決定できるよう、航空局及び地方航空局の保安部において、毎年指導を実施 【⑦空(無・灯)】							
各省各庁や地公体等に対し、保全業務に係る費用算出について、引き続き技術的支援を実施 【⑬官】							
「中長期における官庁施設の整備計画」を策定 【⑬官】							
必要に応じて随時見直し 【⑬官】							
管理者等としての取組							
以下の取組を継続 ・必要な予算の安定的な確保に努める 【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空、⑩航路、⑪園、⑬官、⑭観】 ・「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新等の実施 【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空(土)、⑩航路、⑪園、⑬官】 ・「VI. 5. 新技術の開発・導入」 【①道、②河・ダ、③砂、⑥港、⑦空(土)、⑩航路、⑬官】							
障害情報等のデータベース等を活用して適切な更新時期を決定 【⑦空(無)】							
<b>7. 体制の構築</b>							
<b>○担い手確保に向けた環境整備</b>							
建設産業活性化会議における中間とりまとめ							
建設産業にとって魅力ある環境整備の総合的な検討・実施・推進							
維持管理PPP/PFIの事例集の作成							
維持管理PPP/PFIのモデル案件形成の重点支援の実施							
所管者としての取組							
鉄道事業者等における施設等の維持管理・更新状況が的確であるかを確認する保安監査について、監査の方法及び組織体制の強化・充実 【⑧鉄】							
<b>○技術者の確保・育成</b>							
点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度を検討							
資格制度を検討・充実 【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑤下、⑥港、⑦空、⑪園】							
点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討 【①道】							
高度な技術力を有する国の技術者による支援体制を継続 【②河】							
各省各庁において、施設保全責任者が設置され、保全指導体制が確立されるよう保全指導を引き続き実施 【⑬官】							
「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等 ○研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続 【①道、②河・ダ、③砂、④海、⑥港、⑦空、⑧鉄、⑪園、⑬官】							
<b>○管理者等の相互連携の強化</b>							
地公体支援のため、国の研究所、各地方整備局等の技術事務所及び国道事務所等の体制強化、専門的知見を有する職員の育成に取り組む 【①道、⑥港】							
地公体等との会議等を活用して情報共有等を継続 【②河・ダ、③砂、⑥港、⑪園、⑫住】							
国・都道府県・市町村から構成される支援組織を都道府県毎に設置し、市町村を対象に技術的支援を実施 【①道】							
メンテナンス業務について、地域単位での一括発注や複数年契約等、効率的な方式の導入を検討 【①道】							
橋梁等の点検・診断等に関し、社会的影響のある路線や構造が複雑な施設等について、技術的、財政的支援を行う体制や制度を構築 【①道】							
地公体が管理する高度な技術を要する橋梁等の緊急的な修繕・更新については、国による代行制度の活用を検討 【①道】							
重要性・緊急性の高い橋梁等は、利用状況を踏まえた集約化・撤去を進めつつ、必要に応じて、国や高速道路会社が定期点検や修繕等を代行することを検討 【①道】							
橋梁等の点検や修繕等について、実務経験のある技術者の登録等により現場での有効活用を検討 【①道】							
重大な事故発生直後より、地公体の要請に応じて、原因の究明や再発防止策等を検討する常設の第三者委員会を設置 【①道】							
広域連携・広域支援等の推進に向けた検討 【⑤下】							
産学官の各主体が有する維持管理に係る技術的知見、ノウハウ(経験知)等を共有し、情報交換と連携・支援を推進 【⑦空】							
「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等 ○研修・講習の充実」の取組を継続し、管理者等の相互連携を強化 【⑬官】							

# 国土交通省 インフラ長寿命化計画(行動計画) 工程表・概要

～平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
<b>所管者としての取組</b> <b>○国民等の利用者の理解と協働の推進</b> 施設の現地見学等による広報活動に係る取組を継続 【①道、⑤下、⑥港】 ※①道はH26dから 橋梁等の老朽化の状況、点検・診断結果や措置の実施状況等に関する情報を支援組織でとりまとめ、国民・道路利用者と積極的な共有を検討 【①道】 各地域における産学官の連携による橋守制度の取組拡大等、老朽化の現状や対策についての理解と協働の取組を推進 【①道】 「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」の策定・公表 「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続きを簡素化、悪質な違反者に対して厳罰化 【①道】 河川協力団体制度の創設 河川協力団体制度の運用、河川環境の整備・保全、生活環境の維持、広報・啓発活動等、市民団体等との連携強化を推進 【②河・夕】 地元住民の維持管理への参画が促進されるよう、都道府県の取組事例を周知、共有 【③砂】 海岸協力団体制度の創設 海岸協力団体の認定基準の検討 海岸管理者と海岸協力団体の連携を強化するための取組を推進 【④海】 施設の現地見学や出前講座等による広報活動に係る取組を継続 【⑤下】							
<b>管理者等としての取組</b> <b>○技術者の確保・育成</b> 点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度を検討 資格制度を検討・充実 【①道、②河・夕、③砂、⑥港、⑦空、⑩国】 点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討 【①道】 航路標識の附属施設について、準拠する民間資格制度の利活用の検討、運用 【⑩航路】 管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置 【⑬官】 「Ⅵ. 1. 点検・診断／修繕・更新等 ○研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続 【①道、②河・夕、③砂、⑥港、⑦空、⑬官】							
<b>○管理者等の相互連携の強化</b> 地体との会議等を活用して情報共有を継続 【②河・夕】 各種会議において点検、維持管理に係る情報共有を継続 【③砂】 港湾管理者と協働で、港湾単位の維持管理・更新計画である予防保全計画を策定・更新 【⑥港】 産学官の各主体が有する維持管理に係る技術的知見、ノウハウ(経験知)等を共有し、情報交換と連携・支援を推進 【⑦空】 地方整備局等の担当者が集まる会議等を活用し、情報提供を継続 【⑩国】							
<b>○国民等の利用者の理解と協働の推進</b> 河川協力団体制度の創設 河川協力団体制度の運用、河川環境の整備・保全、生活環境の維持、広報・啓発活動等、市民団体等との連携強化を推進 【②河・夕】							

## 8. 法令等の整備

<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律・政令・省令及び告示・通達等の所管法令等を適切に運用 【全分野】</li> <li>・本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討・整備 【全分野】</li> </ul>							
道路法等の改正 ・予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化	道路法施行規則等の施行 ・5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定 ・健全度の判定を4つに区分 道路整備特別措置法・高速道路機構法等の改正 ・高速道路機構・高速道路会社間の協定と高速道路機構の業務実施計画に更新事業を明記 ・更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定						
河川法改正 ・点検の規定の整備	政省令の改正 ・技術基準の規定						
河川法改正 ・許可工作物の設置者に対し、技術的基準を踏まえた指導を実施							
海岸法等の改正 ・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化 ・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準を策定 ・海岸協力団体の指定による地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実							
港湾法改正 ・点検の規定の明確化等	省令・告示の改正						